土木学会著作権に関するFAQ

2026.11

No.	項　目	質　問	回　答	関連規程・規則※		
				【出規程】	【出規則】	【著規則】
1	土木学会出版物全般	土木学会が発行する出版物とは？	この件は、「出版規程」の第3条に下記のとおり記載しています。 出版物とは、本学会において発行するものをいい以下のように分類する。 (1) 一般刊行物（示方書、基準、指針、啓発書等） (2) 土木学会誌 (3) 土木学会論文集 (4) 年次学術講演会概要集 (5) 講習会テキスト類（委員会報告書等を含む）	第3条	ー	第2条
2	土木学会出版物全般	土木学会が発行する出版物の著作者についての何か規定はありますか？	この件は、「土木学会著作権に関する規則」に記載されています。 本規則は下記URLに掲載されておりますので、詳細はそちらをご覧ください。 URL：http://www.jsce.or.jp/rules/files/2-G1-3.pdf	第5条	第2条	第1条 ～ 第11条
3	自分の著作物について	自身が執筆、投稿した論文（土木学会論文集、土木学会年次学術講演会講演概要集）や一般刊行物における著作権の扱いはどうなりますか？著作権を譲渡することになりますか？	この件は、「土木学会著作権に関する規則」の第3条に該当いたします。 著作財産権を譲渡いただくことになり、詳細は下記URLをご覧ください。 URL：http://www.jsce.or.jp/rules/files/2-G1-3.pdf 著作権譲渡にあたり、譲渡書の書式は、出版規程第4条において規定された委員会ごとに別途定められています。つまり、著作権譲渡の仕方は出版物によって違いますので、詳細は各出版物の担当委員会に確認ください。なお、出版物により、その譲渡書は電子ファイルも有効とされています。	第5条	ー	第3条
3	自分の著作物について	土木学会論文集英文論文集（Journal of JSCE）および他学会の英文論文誌に掲載された論文を和訳し，二次出版論文として土木学会論文集和文論文集（Japanese Journal of JSCE）に投稿できますか	土木学会論文集編集委員会「二次出版論文投稿の手引き」に従い投稿をお願いいたします。 URL： なお、詳しくは、edi@jsce.or.jp　あてメールにてご連絡ください。	第5条	ー	第3条

No.	項　目	質　問	回　答	関連規程・規則※		
				【出規程】	【出規則】	【著規則】
4	自分の著作物について	自身が執筆、投稿した論文（土木学会論文集、土木学会年次学術講演会講演概要集）を学位論文取得や所属機関のHPに掲載したい。	この件は、「土木学会著作権に関する規則」の第5条4項に該当いたします。 下記事項に該当する場合、著作者は学会の許諾を得ることなく本著作物を利用できます。なお、本著作者が同項に基づき本著作物を利用する際には、出典及び本会の著作物であることを明記してください。 (1) 本著作者個人又は本著作者が所属する法人若しくは団体のウェブサイトにおいて、自ら創作した本著作物を掲載する場合（機関リポジトリへの保存及び公開を含む。） (2) 著作権法第30条から第50条（著作権の制限）において許容された利用 (3) 著作者自身が講演者として行う講義・講演での資料 (4) 著作者自身が出席する会議、ミーティングでの資料 (5) 著作者自身が自己の学位論文に使用する場合	第5条	ー	第5条
5	自分の著作物について	土木学会の論文集や年次学術講演会講演概要集に投稿した原稿の全部（もしくは一部）を用いて、著作者が所属会社の紀要論文などを編纂する場合、土木学会に対してどのような許諾が必要でしょうか。	この件は、「土木学会著作権に関する規則」の第5条3項の(2)号に該当いたします。 本会の許諾は必要ありませんが、事前に申し出ていただいたうえで、出典及び本会の著作物であることを明記して利用いただくととになります。 なお、申し出の際には、様式はありませんが、自己の正確な図書・論文名、使用目的を明記の上、edi@jsce.or.jp　あてメールにてご連絡ください。 ※「土木学会著作権に関する規則」の第5条3項 本著作者は、次の各号に定める場合には、本会の許諾を得ることなく本著作物を利用できるものとする。なお、本著作者が同項に基づき本著作物を利用する際には、本著作者は、本会に事前に申し出を行い、出典及び本会の著作物であることを明記することとする。 (1) 著作者が自己の論文集を編纂する場合 (2) 著作者が自己の論文の一部や抜粋を自己の著作物に利用する場合	第5条	ー	第5条
6	自分の著作物について	過去に論文集に掲載されたことのある論文(自分たちのグループが執筆した)に記載された図に何らかの加筆をして、他の論文に使用して投稿する場合、これは著作権侵害に該当するのでしょうか？	この件は、「土木学会著作権に関する規則」の第5条3項に該当いたします。 本会の許諾は必要ありませんが、事前に申し出ていただいたうえで、出典及び本会の著作物であることを明記して利用いただくととになります。 なお、申し出の際には、土木学会に掲載された何を、どこへ、という点（いずれも正確な図書名、正確な範囲（ページ番号，図表番号等）を簡単に明示いただき、edi@jsce.or.jp　あてメールにてご連絡ください。 ※「土木学会著作権に関する規則」の第5条3項 本著作者は、次の各号に定める場合には、本会の許諾を得ることなく本著作物を利用できるものとする。なお、本著作者が同項に基づき本著作物を利用する際には、本著作者は、本会に事前に申し出を行い、出典及び本会の著作物であることを明記することとする。 (1) 著作者が自己の論文集を編纂する場合 (2) 著作者が自己の論文の一部や抜粋を自己の著作物に利用する場合 (3) 著作者が自己の論文を他言語に翻訳して、一次出版と同一の内容を二次出版として利用する場合。二次出版にあたり、一次出版の掲載雑誌名、巻、ページ、発行年、表題、およびその論文の二次出版であることを明記すること	第5条	ー	第5条

No.	項　目	質　問	回　答	関連規程・規則※		
				【出規程】	【出規則】	【著規則】
7	土木学会出版物執筆の留意事項	土木学会から発行する書籍の原稿を現在作成中です。他機関の書籍から図表を転載したいのですが、何か手続きは必要ですか？	所定の様式（転載許可記入表）があるので、必要事項ご記入のうえ、事務局に提出ください。事務局から転載許可依頼をします。	第6条	－	第5条
8	土木学会出版物の利用	土木学会発行の書籍・論文集（土木学会論文集、土木学会年次学術講演会講演概要集）の図表等を転載したいのですが？	転載許可依頼については、「土木学会出版事業に関する規則　第3条出版物の転載」にもとづき、文書にて受け付けております。 土木学会専務理事あてに、転載元の正確な図書名、転載する正確な範囲（ページ番号，図表番号等）、使用目的を明記のうえ、担当者あて郵便にてご送付いただき、内部稟議のうえ、後日、文書にて回答しております。 （転載分量にもよりますが、転載許諾依頼受領後から回答まで通常約2～4週間程度かかります。） なお、転載範囲が大量となる場合には、使用料を請求したり、転載をお断りする場合があります。	第8条	第3条	第3条
9	土木学会出版物の利用	当方マンション販売を行っております。当社の販売パンフレットに土木学会発行の書籍・論文集（土木学会論文集、土木学会年次学術講演会講演概要集）の図表・イラスト等を転載したいのですが？ なお、当該文献は当社社員が著作者ではありません。	学術的な使用ではなく、明らかに営利目的につながる使用の場合、転載をお断りさせていただいております。	－	－	－
10	土木学会出版物の利用	学会刊行物を翻訳出版したい。	(1) 著作物の一部使用につき、第三者から許諾を求められたときは、出版委員会が当該著作物の著作者と協議のうえ、その諾否を決める。 (2)前項により許諾をする場合、その使用が収益を伴うと認められたときは、使用者に対して適当な対価を請求する。対価は原則として、販売価格×7%×発行部数とし、そのうち 150,000円を前払いで請求します。 (3) その使用が収益を伴わず、かつ発行部数が 500部以下の場合、協定学協会の紹介状を提出することを条件に、原則として無料で許可します。 出版事業課の様式がありますので、それにしたがって申請をすることとなります。詳細はメールフォームよりお問い合わせください。	第8条 第9条	第4条	第3条
11	土木学会出版物の利用	1950年当時の土木学会誌に掲載の記事・写真を、当社刊行の報告書に掲載したいのですが、こちらについては土木学会の承認が必要ですか？	土木学会誌は団体名義の著作物となります。したがって、「著作物の公表後50年を経過しており、著作権保護の期間が過ぎているため、土木学会に対する承諾は必要ありません。著作人格権にご配慮の上、ご活用ください。 なお、50年を経過していないものは、お問い合わせ下さい。その際には「文献名」「発行年月」「記事名（論文題目）」等、文献が特定できる情報をお書き添えください。	－	－	第3条

No.	項　目	質　問	回　答	関連規程・規則※		
				【出規程】	【出規則】	【著規則】
12	土木図書館での複写など	土木図書館において文献のコピーはできますか？	土木図書館は著作権法により、文化庁の指定を受けた施設です。 複写サービスは著作権法の範囲内（個人の研究目的に限り1部のみなど）で行っています。 料金等、詳細は図書館HPをご覧ください。 ※土木図書館利用案内 http://www.jsce.or.jp/library/page/lib21.shtml	－	－	第3条
13	土木図書館蔵書（書籍、雑誌、図面、写真など）の利用	土木図書館HPの絵葉書や写真、あるいは図書館蔵書の一部を転載したい	■土木図書館デジタルアーカイブスに掲載のもの HPで公開している絵葉書や写真などは、必要事項を記入した転載許可申請書を出して頂ければ内容を確認後折り返し許諾書をお送りします。 ■学会発行書籍 出版事業課の様式がありますので、それにしたがって申請をすることとなります。詳細はメールフォームよりお問い合わせください。 ※土木デジタルアーカイブス掲載画像の使用について http://www.jsce.or.jp/library/page/co.shtml	第8条	第3条	第3条
14	著作財産権を他学会と共有したい場合	土木学会と他学会とで、共同で企画、編集、出版（双方の学会にて）するような場合、著作権の扱いはどのように解釈すればよいでしょうか。	「企画」をする段階で、出版に関連する各規程やこのQ＆Aを前提として、「協議」をする必要があります。 参考：複数の権利者が存在する場合の利用について（文部科学省） https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/021/07071007/005.htm			第3条第3項
15	クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの付いた論文の利用	クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの付いた論文は、どのような方法で利用できますか？	クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの元で公開されている論文は、利用許諾条件に定められた条件の範囲内で利用することが認められます。			第6条

※【出規程】：土木学会出版規程
【出規則】：土木学会出版事業に関する規則
【著規則】：土木学会著作権に関する規則